

ヤマザキグループ企業倫理

2007年6月1日

山崎建設株式会社

はじめに

当社は、「会社の繁栄を通じ社会に奉仕しよう」「時間と原価を意識し、各自職場の第一人者たれ」を創業訓に、重機による土工工事を中心に良質な生活基盤や産業基盤を創出することにより、顧客の満足と信頼に応えるとともに、豊かな生活と経済の発展に寄与してきました。

このような企業活動が社会の信頼と理解を得、企業としての健全な発展を遂げて今日のヤマザキグループがあります。

その結果として、当社グループの役員、従業員はもちろん、社外の株主をはじめとする多くの利害関係者(ステークホルダー)の幸福へと繋がる社会的責任(CSR)も果たしています。

今後、当社グループの更なる充実・発展のためには、当社グループのすべての役員及び従業員の倫理観を更に高め、コンプライアンス(法令遵守)にもとづく公正な企業活動を行い、一層の社会的責任を果たすことにより、更なる社会の理解と信頼を得、企業のブランドを高めていくことが肝要です。

「ヤマザキグループ企業倫理」は、当社グループに所属するひとり一人が高い倫理観にもとづきコンプライアンスを実践し、公正な企業活動を遂行するとともに、社会的責任を全うするための礎となるよう定めるものです。

1 法令遵守と良識ある行動

(1) 国内外の法令等(法令、条例、行政指導、慣習等の社会的規範及び会社規定)の遵守を最優先に企業活動を行う。

(2) 高い倫理観を堅持し、社会の疑惑を招くような行為、社会の常識を逸脱するような行動は行わない。

2 公正・健全な企業活動

(1) 社会への適応と顧客満足の重視

社会の動向を的確に把握し、社会のニーズに適応した合理的な企業体制を確立するとともに、生産性を向上し、より安全で良質な建設生産物や関連サービスを適正な価格で提供し、顧客の満足と信頼を得る。

(2) 公正・適正な取引

ア 独占禁止法及び関連法令に則り、公共・民間工事を問わず、談合による不正入札はもとより、低価格入札や取引先に対する優越的地位の濫用等、公正な自由競争を阻害する行為は行わない。

イ 顧客、取引先及び地域社会と取り交わした契約や約束を誠実に履行する。

(3) 企業会計の透明化

違法な支出を行わない等不正経理を排除すると共に、会社の取引や資産状況を適正に会計処理

し、記録、報告することにより、企業会計の透明化、適正化を図る。

(4) 政治・行政との公正・健全な関係の確立

政治・行政との関わりについては、公職選挙法、政治資金規正法、建設業法等関連法令の趣旨を踏まえ、公正で健全な関係を保つ。

(5) 反社会的行動の根絶

暴力団対策法その他の関連法令の趣旨に則り、暴力団や総会屋等、市民に脅威を与える反社会的勢力・団体からの不当な要求に応じたり、あるいはこれらを利用する反社会的行為を行わない。

3 社会的使命の遂行

(1) 適正な情報開示

情報を適正に開示し、広く社会とのコミュニケーションに努めることにより、会社の透明化を図るとともに、開かれた企業として社会の信頼を獲得する。

(2) 地域社会との調和

ア 事業展開地域での社会との良好な関係を構築・維持することはもとより、積極的に社会貢献活動を推進し、地域社会との調和を図る。

イ 海外においては、法令を遵守するとともに、国や地域における宗教・文化・思想・風俗習慣をよく理解し、その国の発展に寄与する。

(3) 環境保全への積極的取り組み

環境保全に関する法令及び条例の趣旨を良く理解し、環境汚染の防止、公害防止等に十分配慮した企業活動を行うとともに、より良い地球環境の保全に積極的に貢献する。

4 人を重視した企業風土の醸成

(1) 個人の充実と育成

人は会社の大切な財産との認識の下、一般社会人としての良識やマナーの向上はもとより、企業のプロフェッショナルとなるような人材育成に努める。

(2) 差別や不当な取り扱いの禁止

労働基準法、男女雇用機会均等法等の精神を踏まえ、職場におけるあらゆる差別やセクシャルハラスメント等の不正・不当の行為は一切行わない。

(3) 個人情報の保護と知的財産の尊重・保護

ア 個人情報保護法に則り、個人情報や顧客情報等の収集、利用、開示、保管、廃棄の管理の徹底を図る。

イ 他社の知的財産をはじめとする権利、財産、名誉、信用、営業秘密を尊重し、不正に侵害・毀損しない。会社においても、これらを適切に管理・保全し、これらを損なう行為や、当社グループの利益に反する行為をしない。

5 安全・安心な職場環境

(1) 風通しの良い職場

それぞれの職場において、上下・左右のコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境をつくり、「チーム一丸」となって会社及び社会の使命達成に邁進する。

(2) 安全管理の徹底

安全は全ての行動に優先するという基本原則のもと、安全意識の高揚、安全組織の確立、労働安全衛生法等安全にかかわる諸法令・規則の遵守、計画的な安全チェックにより、会社及び役員・従業員の災害を防止するとともに、第三者に対する災害を未然に防止し、安全で安心して働ける職場とする。

6 推進体制

(1) 企業倫理委員会

会社は「企業倫理委員会」を設置し、この企業倫理の改廃並びに社内周知方法の基本方針の審議、遵守状況の監視及び役員・従業員の行動の適否を判断する。

(2) 教育と啓蒙

会社は、役員・従業員(当社グループの役員・従業員を含む)がこの企業倫理について十分な理解を得る為に必要な教育・研修を実施して企業倫理の周知徹底を図る。

(3) 内部通報制度(ホットラインシステム)

ア 会社は、コンプライアンス上、不適法又は不適切と思われる行為・事項の早期発見、是正・改善、未然防止のため「ホットラインシステム」を設定する。

イ 会社の役員・従業員は、他の役員・従業員がこの企業倫理に違反していることを発見したときは、直接ホットラインシステムを利用して通報・相談することができる。

ウ 会社は、相談・通報があった場合、通報・相談を行った者の氏名を秘匿し、通報・相談を行った者に対してその行為による不利益な取扱いをしない。

(4) 違反に対する処置

会社は、役員・従業員がこの企業倫理に違反した場合、企業倫理委員会において事実関係を調査の上、社内規定に従って厳正な処分を行う。

付則

1 適用範囲

この企業倫理は、第2項に定める制定・発効手続を経て、当社グループの全ての役員、従業員(常勤の従業員、非常勤の従業員等会社の業務に従事するすべての者を含む)に適用する。

当社グループ(ヤマザキグループ)とは、山崎建設株式会社(以下「当社」という)、会社法及び会社法施行規則に定める子会社、並びにこれらに定める当社の関連会社のうち当社が重要な影響力を行使できる状況にあり、且つ行使すべき会社として当社社長が指定したものをいう。

2 制定・改定

この企業倫理は、当社の企業倫理委員会の審議を経て、取締役会が制定し発効する。当社を除く当社グループ各社においては、各社の取締役会決議により発効する。

当社を除く当社グループ会社は、当社の事前承認の下、事業形態に応じてこの企業倫理の内容

を一部変更し、あるいは独自の企業倫理を制定することができる。但し、いかなる場合もこの企業倫理に反する趣旨・内容を定めることはできない。

この企業倫理は、社会情勢の変化等により改正の必要が生じた場合には、上記に定める制定・発効と同様の手続を経て改定する。